

第48回 鈴鹿市都市計画審議会 議事要約書

- 1 日時：令和3年4月5日（月） 13時30分から14時35分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館5階 503ミーティングルーム
- 3 出席者：
（都市計画審議会委員）
（オンライン出席）
山路由実子（職務代理者）、金沢幸子、坂口博文、藤枝律子、村山顕人
（会場出席）
磯部友彦（会長）、福嶋礼子、堀田長久、水野克則、矢田和夫、
吉島隆子、田中淳一、前川申龍、市川哲夫、市川昇、田中通
（鈴鹿市）
都市整備部長 今村隆之
都市整備部参事 伊藤実
都市計画課長 奥西真哉
（事務局）
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、岩井佑樹
- 4 議題：
（1）諮問第5号 鈴鹿市都市マスタープランの一部改定について
（令和2年1月22日付け鈴都計第1164号）
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍聴者：0名
- 7 議事録署名人：坂口委員、藤枝委員
- 8 配布資料：第48回 鈴鹿市都市計画審議会 事項書
第48回 鈴鹿市都市計画審議会 議案書
- 9 審議会の内容（要約）

幹事（課長）

それでは、只今から第48回鈴鹿市都市計画審議会を開催します。委員の皆様には、お忙しい中、出席いただき誠にありがとうございます。本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、一部委員の方がオンラインでの参加であることを報告します。また、会場参加委員には、マスク着用による会議進行に協力願います。会議進行において、会場参加委員で、質疑応答の時に発言する場合は、挙手願います。

それでは、まず、最初に副市長より挨拶します。

副市長

皆様，本日は，お忙しい中第 48 回鈴鹿市都市計画審議会に出席いただき，ありがとうございます。平素は，市政各般にわたり格別の協力をいただき，深く感謝します。当審議会は，本市の都市計画に関する事項について，審議いただく重要な審議会です。委員の皆様方には，何かとお世話いただきますが，よろしく申し上げます。

本日諮問させていただく案件は 1 件で，「鈴鹿市都市マスタープランの一部改定について」です。こちらは，市街化調整区域において，産業の立地誘導に伴う労働力の確保を目的とした計画的な土地利用が図れるよう見直しを行うものです。諮問については，以上の 1 件です。審議の程よろしく申し上げます。

幹事（課長）

申し訳ありませんが，副市長は他の公務がありますので，ここで退席をします。理解願います。

（副市長退席後）

本日の都市計画審議会は，本年度初めての審議会であり，また，この度，人事異動もありましたことから，幹事から順に自己紹介します。

（幹事及び事務局職員順次自己紹介）

続きまして，お手元に配布しました資料の確認願います。

- ・ 第 48 回鈴鹿市都市計画審議会 事項書
- ・ 第 48 回鈴鹿市都市計画審議会 議案書

過不足等はありませんか。不備ありましたら，事務局まで申し付けください。

それでは，議事に入る前に，何点かお断りをします。まず，議事録作成のため，録音します。議事録は，要約記録とし公開します。それでは，鈴鹿市都市計画審議会条例第 7 条の規定に基づき，磯部会長に議長をお願いします。磯部会長，議事進行をよろしく申し上げます。

議長（会長）

それでは，規定により私が議長を務めますので，よろしく申し上げます。本日は，審議会委員 16 名中 16 名の委員の皆さんに出席をいただき，2 分の 1 以上に達しており，鈴鹿市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により，審議

会は成立しますことを宣言します。

また、本日の傍聴人は、来られていません。

議事に先立ち、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第9条の規定に基づき、議事録署名人を2名指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順で指名したいと思います。そうすると、本日の議事録署名人は、坂口委員と藤枝委員になります。委員の皆様、よろしいですか。坂口委員と藤枝委員、よろしくお願ひします。それでは、手元に配布しています事項書に基づき進めます。本日の案件は1件です。諮問第5号「鈴鹿市都市マスタープラン一部改定」についてですが、この諮問は令和2年1月22日付け鈴都計第1164号で諮問され、都市計画審議会小委員会にて2回の調査を経て、本日都市計画審議会での審議をいただくものです。事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、令和2年1月22日付け鈴都計第1164号で諮問しました。諮問第5号鈴鹿市都市マスタープラン一部改定について説明します。

まず初めに街づくりの基本方針である鈴鹿市都市マスタープランの概要について説明します。鈴鹿市都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される本市の都市計画についての基本的な方針です。鈴鹿市総合計画2023及び、三重県が都市計画決定する「整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、策定されたものです。計画期間は、鈴鹿市総合計画2023と整合させ、平成28年4月から令和5年度までとしています。この鈴鹿市都市マスタープランの考え方に整合するかたちで、用途地域、都市施設、市街地 開発事業、地区計画等が、都市計画決定されます。

こちらは、鈴鹿市総合計画2023の後期基本計画の抜粋です。鈴鹿市総合計画2023の計画期間は令和5年度までで、令和2年度からの4年間は、後期基本計画の計画期間となります。今回、この後期基本計画の策定にともない、鈴鹿市都市マスタープランが関係する単位施策-1722の「都市構造の変化に対応した土地利用の促進」において、「市街化調整区域において、地域コミュニティを維持するための許可基準を精査するとともに、主要幹線道路などの整備に合わせた有効な土地利用を促進する」旨が示されました。

後期計画期間中に、これに対応し効果的な施策を実施することが必要となりました。また、令和元年9月に開催されました鈴鹿市長と三重県知事の1対1対談において、市街化調整区域の土地利用における規制緩和の手法について意見が交わされ、知事より市街化調整区域における工場敷地内での社員寮の立地について「鈴鹿市都市マスタープラン」で位置づけた上で「工業系市街地開発型地区計画」でもって対応するよう回答がありました。

以上の2点から「鈴鹿市都市マスタープラン」の一部改定を行うこととしました。必要な改定を行うにあたって、最新の人口動態に関する数値に基づき状況の変化をふまえた上、改定すべきと考えますので、ここで、人口ビジョンを示します。鈴鹿市人口ビジョン（令和2年3月改定版）の抜粋です。総人口は2008年の204,922人をピークに減少に転じています。2008年は転出数が転入数を上回る社会減に突入した年でもあり、近年は転出数と転入数が拮抗している状況です。20歳から39歳までの年齢層が依然として転出超過であり。進学や就職時の転出や転勤による若い世代の東京都・愛知県への転出が依然として見受けられるほか、県内の隣接市町への流出傾向があります。

住民基本台帳データを基にした推計によると、総人口は2045年までに171,939人まで減少。生産年齢人口は減少傾向であると予測されています。総人口に占める生産年齢人口の割合は2020年62%が2045年52%まで下がる予測です。外国人人口の社会増減については、2008年度以降転出数が転入数を上回る社会減に転じましたが、2013年度以降は、再び転入数が転出数を上回る社会増になっています。本市において、優秀な外国人の受入れを促進するなど、人材を確保することも求められています。

鈴鹿市都市マスタープランに示してある土地利用方針です。2つの高速道路の乗り入れ口のある西部地区は市街化調整区域ですが、土地利用方針において新名神高速道路鈴鹿PAスマートICのアクセス環境を活かし、産業集積と交流拠点の形成に向けた土地利用を図る「スマートIC利活用エリア」や、周辺環境を配慮しつつ、企業立地を誘導し、既存の工業集積地と一体的に工業ゾーンの形成を図る、「工業系の市街地形成検討地区」として位置付けています。この土地利用方針の基、鈴鹿PAスマートIC東側に地区計画を策定し工業団地の造成が行われており、積極的に企業誘致を図っているところです。

積極的に企業誘致を行っているのは鈴鹿市に限ったことではありません、近隣自治体においては、基準等を定め企業誘致・人材確保を優位に進めている自治体があります。三重県の「市街化調整区域における地区計画に関するガイドライン」では、寮の記載はありませんが、愛知県の「市街化調整区域地区計画ガイドライン」には寮についての記載があり運用されています。

また、市街化調整区域における社員寮の基準は、三重県にはありませんが、愛知県、岐阜県、滋賀県の開発許可基準における提案基準の中には定められています。都市間競争において人材を確保することができるよう制度の整備を進めていきたいと考えます。

このような状況の中、鈴鹿市総合計画2023の後期基本計画施策実施をするため、また、三重県知事からの回答を踏まえ次のように「鈴鹿市都市マスタープラン」の一部改定を行いたいと思います。

鈴鹿市都市マスタープラン 37 ページ新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進二項目目末尾に次の一文を加えます。

「また、市街化区域から相当の距離にある等やむを得ない場合に限り、これらの産業の立地誘導に伴う労働力の確保を目的とした計画的な土地利用を図ります。」この一文を加える改定を行いたいと考えます。

改定目的は「広域的な交通手段を持ち得ない従業員の福利厚生向上」イメージとしては不規則な勤務形態のうえ、交通手段を徒歩若しくは自転車しか持ち得ない従業員の勤務を想定し改定を検討しました。

都市マスタープラン一部改定内容については、都市計画審議会小委員会で協議いただきました。令和2年6月16日・7月30日に開催しました都市計画審議会小委員会で検討した内容について報告します。

「市街化区域から相当の距離にある等やむを得ない場合に限り」という相当の距離が重要と考えます。また、工場が広い範囲で立地できるようになっているので、それに合わせて寮も点々と建ててよいのでしょうかとの意見をいただきました。

この点については、市街化区域との位置関係に注意しながら区域を絞るように検討しました。

続きまして、寮の居住者のための買い物など、いろいろな施設が市街化調整区域に必要になったり、そのエリアで自動車の交通量も増えてしまう懸念があります。との意見をいただきました。

この点については、寮を建設することによる市街化促進を起こさないように、鈴鹿 IC 近辺にスーパーマーケット等が立地していることを踏まえ対象地区を検討しました。

また、規模が際限なくいくらでも大きいものでもいいというわけにはいかないと思います。との意見をいただきました。

この点については、事業所の業務に従事する者を対象として検討しました。

続きまして、地区計画を定めることができるエリアの中だったら、かなり分散して寮ができてしまう可能性があると思います。鈴鹿 IC の近くにはスーパーマーケットなど生活のサービスを支えるところがあり、その近くに寮を固めるというのも考えてみてはどうか。との意見をいただきました。

この点については、市としては、市街化調整区域に人口誘導を積極的に行っていく施策は考えておらず、工場から離れた場所で寮をまとめた場合に規模を必要最小限にコントロールするのが難しいと考えますので、事業所の近辺で検討しました。

さらに、職場の敷地内に寮があれば、会社に行くのは便利ですが、今どきの若い人の考え方はプライベートと仕事をはっきり分けて生活するスタイルで

す。生活や暮らしというのは、いろんな計画が今後どうなっていくかということも含めて考えるべきだと思います。との意見をいただきました。

この点については、価値観が多様化する現代社会において様々な環境を用意することで、様々な方の要望に対応できると考え、職場から離れた環境を望む方には市街化区域の共同住宅等に居住していただき、職場の近くに住みたい方へは職場隣接の寮への居住を誘導できるようにしたいと考えています。

以上が都市計画審議会小委員会の結果になります。

市街化調整区域に寮等を建築する行為は、都市計画法第 29 条の開発行為の許可に該当するため、同法第 34 条の開発許可の基準に該当する必要があります。このことから、寮等の建築できる場所は地区計画を定めた区域内とし、同法第 34 条第 10 号（地区計画）を用いて許可することとします。

また、都市マスタープランにおける土地利用方針では、市街地形成検討地区（工業系）、新土地需要エリア、若しくはスマート IC 利活用エリアとして位置づけられている地区のうち、鈴鹿 IC や鈴鹿 PA スマート IC 周辺について地域活性化を目指したそれぞれの IC 周辺の土地利用を検討するという記載があります。

また、新土地需要エリアについては、今後の新たな産業系の開発にあたっては、コンパクトな市街地形成の観点から鈴鹿 IC 周辺ゾーンを最優先とし、次いでそこに隣接する新土地需要エリアへ誘導するとの記載があり、市としては、この地域の企業誘致に力を入れ土地利用を図りたいと考えています。

これらのことを踏まえ、赤枠で囲んだ範囲である鈴鹿 IC 周辺ゾーンから以西に存する新土地需要エリア、若しくはスマート IC 利活用エリアを対象区域とし、この区域内に定められた地区計画の区域内においてのみ寮等の建築を許可していきたいと考えています。

以上の結果を踏まえ、鈴鹿市都市マスタープラン一部改定を実務に反映するために、次のように、地区計画の運用基準である「市街化調整区域における地区計画制度の運用基準（非住居系）」に加筆します。

第 12 条（建築物の用途等に関する制限）に、ただし、鈴鹿 IC 周辺ゾーン以西の新土地需要エリア又はスマート IC 利活用エリア内の地区計画区域内において、当該地区計画区域内の事業所に勤務する者の寮及び寄宿舍は建築できるものとする。この一文を追記し、運用基準を実務における資料として、都市マスタープランの一部改定を実施したいと考えます。

令和 2 年 12 月 22 日に開催されました、鈴鹿市議会全員協議会で、いただきました意見について報告します。

寮などの住宅の建設が行われると、水道や側溝などの整備も必要となるが、それらの整備は事業者負担なのではないでしょうか。との意見をいただきました。

この点については、民間の開発団地の中であるので、民間での負担です。次に、地区計画区域外での寮の建築は可能ですか。との意見をいただきました。

この点については、この制度は地区計画区域内限定の措置となります。

以上2件の意見を賜りました。

最後にパブリックコメントの実施について説明します。令和3年1月6日から令和3年2月5日までパブリックコメントを実施し意見公募を行いました。が、意見書の提出はありませんでした。

都市マスタープラン一部改定の今後のスケジュールについては、本日、都市計画審議会に付議させていただき、承認いただきましたら、令和3年5月1日都市マスタープラン一部改定及び運用基準の公表を行う予定です。

これで、鈴鹿市都市マスタープラン一部改正の説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

福嶋委員

寮を建築できるということですが、外国人転入者は単身者が多いということでしょうか。また、家族で転入されてくる方は、家族は別のところに住むということでしょうか。

事務局

家族で転入されてくる方へは市街化区域内の共同住宅等への居住をしていただき、今回の寮につきましては単身者をターゲットにし制度設計しました。外国人転入者における単身者の割合については、手元資料がないので正確な数値を答えられませんが、企業への聞き取りの中では多いと聞いています。

議長（会長）

他に意見が無いように思いますので、意見をまとめたいと思います。

令和2年1月22日付け鈴都計第1164号で諮問のあった諮問第5号「鈴鹿市都市マスタープランの一部改定」について、本日審議しましたところ、原案を適当と判断し、答申したいと思いますが、いかがですか。

（委員に対し異議なしの確認）

これで、本日審議頂く案件は終了しました。

答申案を事務局に作成させますので、その他事項の後に、確認をお願いします。それでは、事務局から、その他事項について何かありますか。

事務局

その他事項を報告します。その他事項の一点目は、鈴鹿市都市マスタープランの全面改定についてです。現鈴鹿市都市マスタープランは、令和5年度を持って計画期間が終了することから、令和3年度から改定作業に着手したいと考えています。令和3年度は、現マスタープランの総括及び改定方法について検討を行い、令和4年度、5年度で改定作業を行いたいと考えています。

このことから、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第10条第1項に基づき小委員会の設置をお願いします。なお、同要領第10条第2項に基づき会長を委員長とし、委員については、会長と相談の上依頼したいと思います。検討をお願いします。

議長（会長）

事務局から鈴鹿市都市マスタープランの全面改定に伴う、小委員会設置の依頼がありました。委員の皆様、質問や意見がありましたら、発言願います。

意見等無いようですので、事務局から提案のありましたように、鈴鹿市都市マスタープランの全面改定に伴う、小委員会を設置したいと思います。いかがですか。

（委員に対し異議なしの確認）

ありがとうございました。

事務局次の説明をお願いします。

事務局

その他事項の二点目は、鈴鹿市都市計画審議会の会議運営についてです。第47回及び第48回審議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の緊急措置としてオンラインを併用して審議会を開催しました。実施させていただいたところ事務局としましては、忙しい委員皆様の出席率向上に有益な手法であると判断しました。今後コロナが落ち着いた状況になりましても、会場への参集を基本としますが、移動時間の制約等の理由によるオンラインでの参加を可とする運営を行いたいと考えています。このことから、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領の改正案を作成しました。第5条（会議への出席等）とし

て委員は、会議への出席に当たり、会長が通知する場所へ参集するものとする。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めたときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信する方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席することができるものとする。2 オンラインによる会議への出席者は、会議に出席しているものとして取り扱い、決議に加わることができるものとする。という文を加筆いたしました。この運営要領案を以って今後運営したいと考えていますので、議長検討願います。

議長（会長）

事務局から鈴鹿市都市計画審議会の会議運営について検討依頼がありました。委員の皆様、質問や意見がありましたら、発言願います。

意見等無いようですので、鈴鹿市都市計画審議会の運営においてオンラインを併用することを認めたいと思いますが、いかがですか。

（委員に対し異議なしの確認）

ありがとうございました。

事務局次の説明をお願いします。

事務局

その他事項の三点目は、鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例について報告します。

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定で、この条例は、恵まれた自然環境を生かし、豊かな大地で“身近に農のある暮らし”を様々なニーズに合わせて提供することで、市街化調整区域における住宅の建設を促し、もって市街化調整区域の既存集落の人口維持を図ることを目的として、制定しようとするものです。

対象地区としては、23行政区の内市街化区域を含まない地区で、市内全体の人口減少割合よりも人口減少が著しい、天名・合川・久間田・椿・深伊沢・鈴峰・庄内地区を対象とし、その地区内に存在する指定既存集落及びその隣接する土地が対象です。

この制度は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき本市が定める基本方針に基づく建築計画の認定を受けた、一戸建て専用住宅が対象です。主な建築に関する条件としては、敷地面積 300 m²以上、建蔽率 30%以下、容積率 50%以下と定めています。

現在7月の条例施行を目指して作業を進めています。報告は以上です。

議長（会長）

事務局から鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例について報告がありました。

委員の皆様、質問がありましたら、発言願います。

田中淳一委員

固定資産税の優遇等がありますか。

事務局

固定資産税については、市街化調整区域の一般住宅と同等の課税となります。優遇措置はありません。

堀田委員

もう一度、対象地区を教えてください。

事務局

天名・合川・久間田・椿・深伊沢・鈴峰・庄内地区を対象とします。

水野委員

一戸建て専用住宅が対象とのことですが、共同住宅は対象でない理由について教えてください。

事務局

対象が市街化調整区域になるので、都市計画法において市街化調整区域に共同住宅を建築することはできないことから、対象としていません。

幹事（課長）

補足としまして、この制度につきましては、優良田園住宅の建設の促進に関する法律で戸建て住宅が対象と明記されています。この法律に基づく制度になることから必然的に戸建て住宅のみとなります。

村山委員

二点ほど質問があります。一点目は、基本方針に基づく建築計画の認定を受けた一戸建て専用住宅であることとの条件がありますが、この建築計画とはど

のようなものか教えてください。二点目は一戸ずつの戸建て住宅を認定することを想定していると思いますが、業者による二戸以上のまとまった開発を持ってきた場合の許可の考え方はどのようになっていますか。

事務局

優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき市が基本方針を定めます。その基本方針に基づく建築計画を建築主から提出を受けます。建築計画の内容を基本方針と照らし合わせ、合致しているものを認定していく制度になります。業者による建売のためのものは法律上認められません。そういった建築計画は認定できない制度になっています。

村山委員

基本方針は、鈴鹿市独自のものをこれから作成するということですね。

事務局

そうです。

議長（会長）

この条例制定と本審議会の関係性はどのようになっていますか。

事務局

この案件につきましては、都市計画審議会にお諮りする案件ではないのですが、土地利用に関することですので、報告させていただき条例制定していきたいと考えています。

福嶋委員

この条例は、これまでのコンパクトシティの考え方とは相反するところがあると思いますが、その点はいかがですか。

事務局

都市計画の大前提としては、コンパクトシティで、市街化区域の中に都市を集約させたい考えは変わりません。しかし、市街化調整区域の既存集落のコミュニティ維持の観点から、市街化を促進しない範囲で土地利用を図ることを認めていきたいと考えます。

市川哲夫委員

市街化調整区域の工業団地内周辺に今後住宅が建築できる方向性になっていくのか教えてほしい。

幹事（部長）

優良田園住宅は市が基本方針を定めます。基本方針の一例としては、家庭菜園から始めて将来的に農業をやりたい方や、調整区域の工業団地の従業員の方が職場近くに家を建てたい場合など、このことを基本方針に定めると家を建築することが可能になります。他にもレースが好きで鈴鹿に住みたい、こういった基本方針を定めれば家を建築することができます。この基本方針をある程度方向付けをし、市街化調整区域の人口が増加しない範囲で基本方針を定めていきたいと思えます。

福嶋委員

基本方針に基づくとのことですが基本方針は建築主がご自身で方針を立てることなのではないでしょうか、もう少し具体的に教えてください。

事務局

基本方針の概要といたしましては、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき市が策定させていただくものです。そこには、基本理念や基本理念に基づく優良田園住宅のイメージ、建蔽率や容積率などの建設にあたっての基本的な事項を事前に定めます。また、地域特性を配慮し良好なコミュニティの形成なども基本方針の中に盛り込み市が策定します。この基本方針の趣旨に賛同する個人の方が計画を提出いただき、その計画を認定することで、調整区域の開発許可、建築許可が下りるという制度設計になっています。

福嶋委員

初めに市が基本方針を定めそれに合致する計画を個人が提出するという事なのですね。

事務局

そうです。市が先に方針を示し、その方針に合致する計画を提出いただく、計画が基本方針に合致していれば認定させていただき、認定が根拠になって、本来建築ができない調整区域で家が建つという制度になっています。

福嶋委員

空き家に誘導したい場合なども有効に使えますか。

事務局

空き家の利活用の一助にもなると考えます。空き家を壊して建て替える場合などこれまで建て替えることができなかつた方もこの制度を利用し建て替えることが可能になるケースも想定できます。

水野委員

農業従事者以外でも調整区域で家を建築することができる制度であると思いますが、鈴鹿市民だけが対象ではなく、移住者も対象に含まれますか。

事務局

移住者も対象です。むしろ、移住促進の観点から移住者に積極的に活用いただきたいと考えていまして、市の移住定住ポータルサイトへの掲載や宅建協会などへチラシを配るなど市外の方への周知を図っていきたいと思います。

水野委員

宅地開発などディベロッパーが入って行うのではなく一戸一戸の単位でやっていくということですね。

事務局

そうです。一軒一軒、一対一の対応になります。

水野委員

窓口は市ですか。

事務局

計画の提出先は市の都市計画課になります。

水野委員

個人の方が制度を利用する場合、不動産業者等を介してするのでしょうか。

事務局

個人の方が建築敷地を探す場合不動産業者を介するケースが多く、土地を探す場合の一つの手段として不動産業者等専門の方を介して本制度を活用いただければと思います。

水野委員

空き家の売買においても対象となるということですか。

事務局

条件が合えば可能です。

水野委員

税優遇についてはないですね。

事務局

この制度に関しての税制優遇はありません。

田中通委員

昨年 12 月 22 日の鈴鹿市議会全員協議会でこの条例に関する資料をいただきました。委員の皆さんに全員協議会で配布した資料を配って情報共有してはいいかがですか。

議長（会長）

事務局後日配布していただきますようお願いいたします。

金沢委員

対象地区のその隣接地とあるのは、7 地区に隣接した 7 地区以外の地区も含まれるという意味でしょうか。

事務局

各地区の中に既存指定集落がありその既存指定集落及びその隣接する土地が対象地区になります。

金沢委員

この法律に基づき条例制定し運用している他府県，他市町はありますか。

事務局

三重県内においてこの条例を制定している市町は現在ありません。他府県では静岡県などで条例制定し運用しているところがあります。

議長（会長）

質問は出尽くしたようですので、以上とします。
事務局その他にはありますか。

事務局

その他事項の説明は以上です。議長，答申案が用意できました。配布させていただきます。よろしいですか。

議長（会長）

答申案の配布をお願いします。

（事務局 答申案 配布）

それでは、画面上の答申案の確認をお願いします。

（答申案の確認）

よろしいですか。

（委員に対し異議なしの確認）

別紙のとおり市長に答申します。

それでは、進行を事務局の方へお返しします。

幹事（課長）

これをもちまして、本日の審議会を終わります。本日はどうもありがとうございました。

上記のとおり第48回鈴鹿市都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 坂口 博文
（原本は自署）

署名人 藤枝 律子
（原本は自署）